

船舶事故調査報告書

平成29年2月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

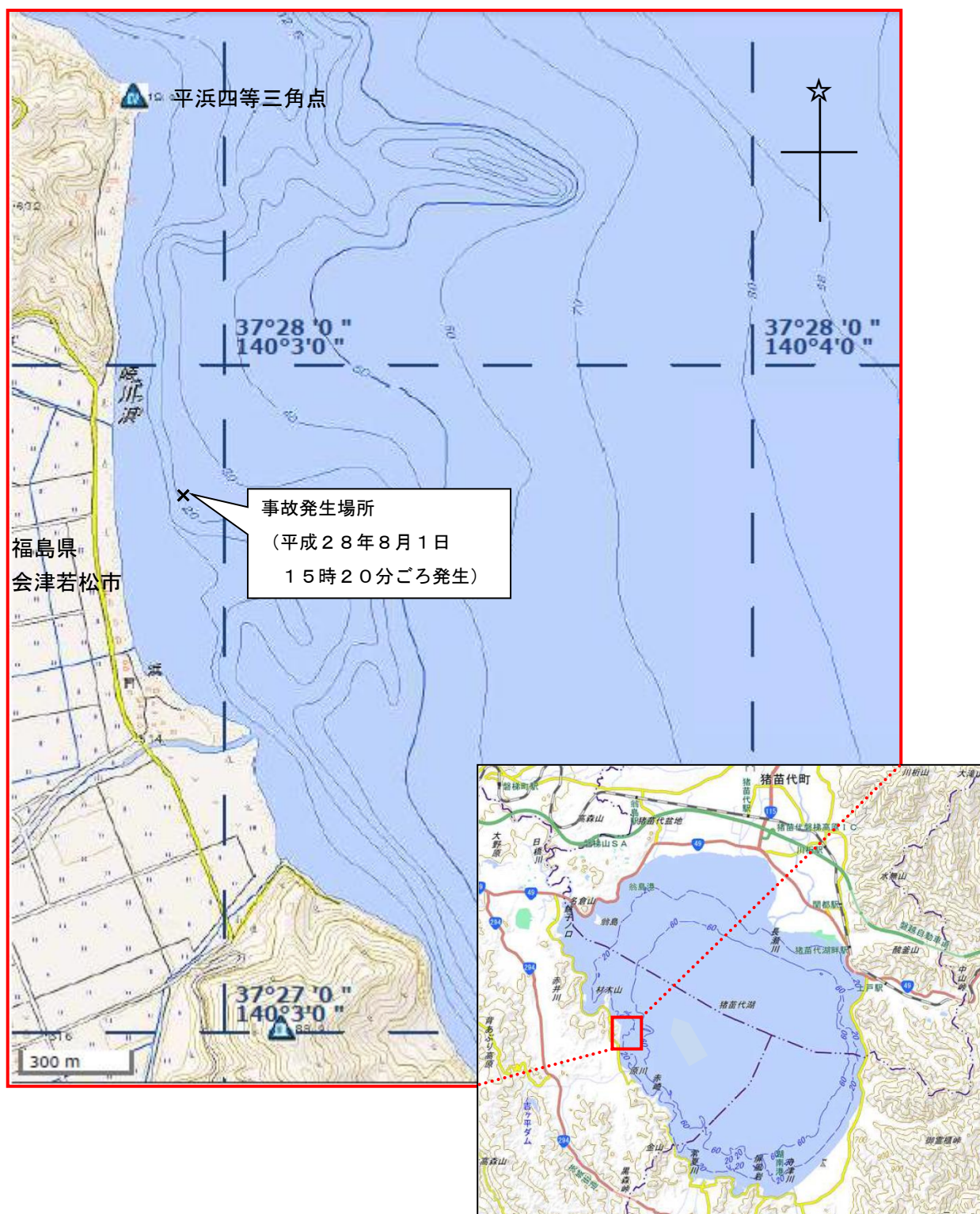
事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成28年8月1日 15時20分ごろ
発生場所	福島県猪苗代湖西岸沖 <small>ひらはま</small> 平浜四等三角点から真方位173°1,100m付近 （概位 北緯37°27.8′ 東経140°02.9′）
事故の概要	水上オートバイ <small>レスキュー</small> RESCUEは、浮体を引きながら航行中、また、水上オートバイ8は、発進した直後、浮体から投げ出された搭乗者1人が8に接触し、同搭乗者が負傷した。
事故調査の経過	平成28年8月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ RESCUE、0.2トン 210-51212東京、個人所有 2.93m (Lr) × 1.16m × 0.44m、FRP ガソリン機関、118.4kW、平成16年8月 B 水上オートバイ 8、0.1トン 220-24542福島、個人所有 2.83m (Lr) × 1.09m × 0.48m、FRP ガソリン機関、144.20kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 32歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成27年7月2日 免許証交付日 平成27年7月2日 （平成32年7月1日まで有効） 搭乗者A 男性 26歳 B 船長B 男性 34歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年10月21日 免許証交付日 平成25年10月21日 （平成30年10月20日まで有効）
死傷者等	A 重傷 1人（搭乗者A） B なし

損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 3 水象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人1人を同乗させ、搭乗者Aほか別の知人2人が乗ったトーイングチューブ（長さ約1.4m、幅約2.0m）と称する浮体（以下「本件浮体」という。）を長さ約10mのえい航索を用いて引きながら猪苗代湖西岸の福島県会津若松市<small>さつかはま</small>崎川浜沖で遊走を行っていた。</p> <p>A船は、本件浮体搭乗者が落水する都度、伴走していたB船が救助して再度本件浮体に搭乗させ、遊走を繰り返していたところ、湖面の波が高かったので、船長Aが船長B等と相談し、崎川浜に戻ることにした。</p> <p>船長Aは、後方を振り返って本件浮体搭乗者の様子を見ながら航行中、崎川浜に戻ろうと約15～20km/hの対地速力で左転した際、平成28年8月1日15時20分ごろ、搭乗者Aが、右舷方に投げ出され、B船の左舷側に接触するところを見た。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、本件浮体から搭乗者が落水した際に救助を行う目的で、本件浮体に伴走していた。</p> <p>船長Bは、A船の右舷船首方で停止していたところ、A船がB船の左舷方を通過した頃にB船を発進させた。</p> <p>B船は、船長Bが、A船が左転し、搭乗者Aが右舷方に投げ出されて接近してくるのを認めたので、右転するとともに減速して避けようとしたが、B船の左舷側に搭乗者Aが接触した。</p> <p>船長Bは、左舷船尾側の湖面に浮いていた搭乗者AをB船に引き揚げた後、搭乗者Aが耳の内側から出血していたので船長Aに救急車を要請するよう依頼し、搭乗者AをB船で崎川浜へ搬送した。</p> <p>搭乗者Aは、救急車及びドクターヘリで病院に搬送され、頭蓋骨骨折、脳内出血等と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>船長Aは、特殊小型船舶操縦免許を取得して以来、約20回水上オートバイを操縦しており、毎回、浮体を引いて遊走していた。</p> <p>船長Aは、波が高く本件浮体搭乗者が何度か落水していたので、再度落水するかもしれないと思い、後方を振り返って本件浮体搭乗者の様子を見ながら操縦していた。</p> <p>船長Aは、B船が、本件浮体に伴走していたので、本事故発生時もA船よりも後方を航行していると思っていた。</p> <p>船長Bは、特殊小型船舶操縦免許を取得して以来、毎年約10回水上オートバイを操縦していた。</p> <p>B船は、発進した直後に搭乗者Aが本件浮体から投げ出され、約10km/hの対地速力で搭乗者Aと接触した。</p>

	<p>船長Bは、B船を発進させる前、スマートフォンを取り出して本件浮体搭乗者等の写真を撮影するなどしていた。</p> <p>船長Bは、搭乗者Aが投げ出された際、B船と本件浮体との距離が5m程度はあったが、搭乗者Aが湖面を回転しながらB船に接近してくるのを見た。</p> <p>船長Bは、本件浮体が波に跳ねる状況で、搭乗者Aが本事故前に何度か落水していたので、搭乗者Aの体力が消耗していたことに加え、A船が左転したことで本件浮体に遠心力がかかり、落水したものと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、A船と共に停止していた時、B船と本件浮体との距離が10m以上あり、また、発進した直後に本件浮体搭乗者が落水することはないと思っていた。</p> <p>本件浮体は、並列に3人が搭乗できるソファ型で、本事故当時、背もたれ部分を前方にし、搭乗者3人がうつ伏せの状態ですべて頭部を前方に向けて搭乗していた。</p> <p>搭乗者Aは、本事故時の状況を思い出すことができなかった。</p> <p>搭乗者3人は、全員が救命胴衣を着用し、ヘルメット等の保護具は装着していなかった。</p> <p>船長A、船長B、同乗者及び搭乗者3人は、飲酒していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし A なし、B なし A あり、B なし</p> <p>A船は、猪苗代湖西岸沖で本件浮体を引きながら航行中、船長Aが、本件浮体搭乗者の様子を見ていて見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方にいるB船に気付かずに左転し、搭乗者Aが、遠心力により本件浮体から右舷方に投げ出され、B船と接触して負傷したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、本件浮体搭乗者が再度落水するかもしれないと思っていたことから、後方を振り返って本件浮体搭乗者の様子を見ていて見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、猪苗代湖西岸沖で本件浮体に伴走する目的で発進した直後、本件浮体からB船の方向に投げ出された搭乗者Aと接触したものと考えられる。</p> <p>搭乗者Aは、波で本件浮体が跳ねる状況下、本事故前に時間を置かずに数回落水していたことから、湖面の状況及び体力的な状況から落水しやすい状況であった可能性があると考えられるが、搭乗者Aに本事故時の記憶がないことから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、猪苗代湖西岸沖において、A船が、本件浮体を引きなが</p>

	<p>ら航行中、B船が、本件浮体に伴走する目的で発進した直後、船長Aが、本件浮体搭乗者の様子を見ていて見張りを適切に行っていなかったため、右舷方にあるB船に気付かずに左転し、搭乗者Aが、遠心力により本件浮体から右舷方に投げ出され、B船と接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 浮体を引いて航行する際は、他船や障害物との距離を十分に離すこと。 ・ 浮体を引いて航行する際は、水象状況、搭乗者の体力及び技量等を考慮した遊走時間、速力、旋回径等で遊走すること。 ・ 浮体搭乗者は、ヘルメットやプロテクター等の保護具を装着することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院ウェブサイト地理院地図使用